

平成24年第6回上里町議会定例会会議録第2号

平成24年9月5日(水曜日)

本日の会議に付した事件

- 日程第 6 (町長提出議案第44号)上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 (町長提出議案第45号)上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第46号)上里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第47号)上里町暴力団排除条例について
- 日程第10 (町長提出議案第48号)平成24年度上里町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 (町長提出議案第49号)平成24年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 (町長提出議案第50号)平成24年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 (町長提出議案第51号)平成24年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 関根孝道君 副町長 高野正道君

教 育 長	山 下 武 彦 君	総 務 課 長	戸 矢 隆 光 君
総合政策課長	石 原 秀 一 君	税 務 課 長	中 島 勇 君
町民環境課長	須 田 孝 史 君	福祉こども課長	飯 島 雅 利 君
健康保険課長	関 口 静 君	まち整備課長	坂 本 浩 之 君
産業振興課長補佐	小 暮 秀 夫 君	下水道課長	間々田 義 彦 君
学校教育課長	木 村 隆 之 君	生涯学習課長	坂 本 正 喜 君
中央公民館長	山 口 正 彦 君	学校指導室長	福 嶋 慶 治 君
図 書 館 長	外 尾 常 人 君	郷土資料館長	外 尾 常 人 君
老人センター所長	関 根 健 次 君	会 計 管 理 者	橋 爪 和 友 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	横 尾 邦 雄	主 査	戸 矢 信 男
---------	---------	-----	---------

開会・開議

午前9時1分開会・開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第6 町長提出議案第44号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第6、町長提出議案第44号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第44号について、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。

国における特別休暇制度の改正に伴い、所要の改正をしたいので本案を提出するものでございます。

次に、概要及び内容を申し上げます。

人事院規則15の14、職員の勤務時間、休日及び休暇の一部を改正する規則の施行により、国家公務員の特別休暇の一部が改正されました。上里町も国に準じ、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の第14条第2項第20号の特別休暇を、骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としていたものを、骨髄もしくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者と、新たに末梢血管細胞の提供希望者を追加する改正でございます。

この特別休暇は、白血病や再生不良性貧血などの患者に対してドナーとなる職員が、改正前は骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としての当該申し出または提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるときとしたものでございます。通常、3日から4日程度でございます。それに、末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者も新たに対象とするための改正でございます。

新たに特別休暇の対象とする末梢血管細胞移植とは、提供希望者に白血球を増やす薬を注入することにより末梢血中にも造血幹細胞が増加をいたします。その増加した末梢血から採取した造血幹細胞を患者に移植するのが末梢血管細胞移植で、提供希望者は薬の注射初日から入院の場合は通常5日から6日程度かかります。この条例改正によりまして、提供希望者が休暇を

取りやすくなり、多くの患者の助けとなるものでございます。

以上で上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第44号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 町長提出議案第45号 上里町税条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第7、町長提出議案第45号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第45号 上里町税条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金等の一部を改正する法律等関係法令の改正に伴いまして、上里町税条例の一部を改正したいので本案を御提出するものでございます。

このたびの改正は、町たばこ税の税率、わがまち特例導入に伴う固定資産税の課税標準額の特例率及び東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づく個人町民税の均等割の税率の改正等について行うものでございます。

それでは、改正条文の詳細について御説明を申し上げます。

まず、本則の改正でございます。

95条は、たばこ税の税率の内容を規定したものでございます。平成25年4月1日より販売されるたばこについて、1,000本につき4,618円から5,262円に改める規定でございます。これは、法人実効税率の変更に伴う都道府県と市町村の増減収の調整のため、町たばこ税の税率を引き上げるもので、たばこ1箱自体の金額が変わるものではありません。

続きまして、本法附則の改正について御説明を申し上げます。

附則第9条は、町民税の分離課税に係わる所得割の額の特例等を規定したものでございます。退職所得における分離課税の所得割額は課税標準額の6%ですが、今まで特例措置により税額の10分の1の額を控除されておりました。このたび地方税法の改正に伴い、平成25年1月1日より、この特例措置が廃止されることになったものでございます。

附則第10条の2は、地方税法附則第15条が地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例と言われているものでございます。その措置を導入する旨の改正が行われたことによる新設の条文でございます。これにつきましては、今まで法令の特例措置について国が一律に定めていた内容を地方団体が自主的に判断し、条例で定められるようにする仕組みとして導入されたものでございます。

具体的には、平成25年度課税から固定資産税の償却債について、特例措置として下水道除外施設に係わる課税標準の特例措置、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係わる課税標準の特例措置の2件を規定しております。

下水道除外施設については、下水道の機能を妨げ、または損傷されるおそれのある下水を継続して廃止するものに対して下水道法に基づき条例により設置が義務づけられているもので、下水道供用開始である平成22年4月1日以降の取得である必要がありますが、現時点では該当物件はございません。また、上里町は特定都市河川浸水被害対策法で指定する留意区域ではないので、雨水貯留浸透施設の特例措置の適用事例についても現時点ではございません。

以上の2件の特例措置について、このたび関係法令の改正に伴い条例の整備をするものでございます。

第1項は、下水道除外施設に係わる課税標準の特例措置について、課税標準の軽減率を今まで適用されていた4分の3を参考に近隣市町村の状況等を勘案して、従来どおり4分の3で設定し、3年の延長をいたします。

第2項は、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係わる課税標準の特例措置について、課税標準の軽減率を今まで適用されていた3分の2を参考に近隣市町村の状況等を勘案して、従来どおり3分の2で設定し、3年の延長をいたします。

附則第12条の2は、地方税法附則第18条の3の改正に伴い、当該条文を整理するものでございます。

現在、町で採用していない用途が変更された宅地等に対して課する固定資産税に簡易な課税標準額の算出に関する条文であります。平成24年度の評価替えに対応した年度とするため文言の整理をするものでございます。

附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例を規定したもので、第1項は、旧三級品の喫煙用紙巻きたばこの税率を定めたものでございます。平成25年4月1日より販売されるたばこについて1,000本につき2,190円から2,495円に改める規定であります。先ほど申し上げました95条と同じく、法人実効税率の変更に伴うもので、たばこ1箱自体の金額が変わるものではございません。

次に、附則第25条は、個人の町民税の税率の特例等を規定するもので、新設条文でございます。

内容といたしましては、東日本大震災における教訓をもとに、地方公共団体が平成23年度から平成27年度までの間に実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための臨時の措置として、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税均等割額3,000円に課税標準税率の500円を加算するものでございます。

続きまして、当該条例の附則の規定について御説明を申し上げます。

第1条は、施行期日について公布の日とし、第1号では、附則第9条、町民税の分離課税に係わる所得割の額の特例等については平成25年4月1日、第2号は、第95条、たばこ税の税率及び附則第16条の2第1項、たばこ税の税率の特例については平成25年4月1日の施行日を規定したものでございます。

第2条は、町民税における経過措置を規定したものでございます。附則第9条における平成24年12月31日までの取り扱いを定めたものでございます。

第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定したもので、2項から成り、どちらも、わがまち特例の適用について定めております。

第1項の本法附則第10条の2第1項の規定は、下水道除外施設に係わる課税標準の特例措置について、第2項では、本法附則第10条の2第2項の規定、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係わる課税標準の特例措置について、いずれも平成24年4月1日以後に取得したものについて、平成25年度課税からの適用について規定をしております。

第4条は、町たばこ税に関する経過措置を規定したものであります。平成25年3月31日までの取り扱いを定めたものでございます。

以上で、上里町税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎

重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

1点は単純なことでありますけれども、たばこ税の変更がありますけれども、第95条と旧三級品ですか、附則第16条のたばこの値段は上がらないけれども配分が変わるといふ、その配分内容についてお尋ねいたします。

それと新設の第25条でありますけれども、個人の町民税に対して均等割の税率が10年間、500円加算されるということでありまして、500円加算した場合、10年間の中には町民の人数も変更しますけれども、単純に1年間どの位、増収が見込まれるのかというのが1点です。

それと、この新設された条文は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するためということになっておりますので、特例が今まで災害に遭われた方々たちの特例とか、様々なものが、この間、条例の一部改正でありましたけれども、例えば災害を受けて上里町にお住まいになられている方とかにはどのように適用されるのかお尋ねしたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） まず、たばこ税のお尋ねでございますけれども、そちらを先に説明をさせていただきます。

配分内容ということございましたけれども、2条文になりまして、1つが、いわゆるマイルドセブンとか、そういったものの部分については、644円、町では増収になります。これと同額が県民税のほうでは減額になりまして、税そのものは全く変わらないという形になりますので、たばこの販売価格には変わりがないということでございます。

また、附則のほうで定めておりますほうは305円でございますけれども、こちらは「しんせい」ですとか「エコー」ですとか、いわゆる安いほうのたばこですけれども、こちらも同じ額が県民税のほうで減額になっております。したがって、税額そのものは変わりませんので、町のほうが増収になり、県民税のほうが減収になるということで、たばこの価格は変わらないということでございます。

続いて、500円の今後の増収の割合でございますけれども、上里町では均等割がかかってい

る方が、おおよそ1万5,000人程度増減しております。こちらに500円でございますので、1年間で申し上げますと、700万から750万の間ぐらいかなというふうに思います。したがって、10年間ですから7,000万強という形での増収が見込まれるものと思います。

また、今まで避難されてきた方について、どのようにということでお話がありましたけれども、こちらにつきましては、避難を受けた震災地域につきましては地域指定がございますので、そちらは恐らく減免対応になるかと思えます。上里町の場合には、そっちの指定がありません。普通の生活をされている皆さんですので、こちらは500円が均等割としてかかっていくということでございます。

議長（高橋正行君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 今回、東日本の震災の復興基本法に基づきまして、平成23年度から27年度までに実施する施策のうち、全国的に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するためということで、今回、個人の市町村民税について500円を加算をしたという趣旨でございます。

この用途の内容でございますけれども、基本的には各市町村が実施いたします防災、減災事業に充てるためということでございますので、上里の場合について、上里中学校の耐震化の事業、また今後行います各小学校の体育館等の耐震化事業、そして先般議決をいただきました防災行政無線のデジタル化等の財源に充てさせていただくということで考えております。

議長（高橋正行君） 10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） たばこ税のことでありますけれども、町のほうに644円、また旧三級品については305円増収になるということでもあります。そうしますと、増収見込みは大体どの位、増える予定なんでしょうかというのが1点です。

もう一点ですけれども、25条は、市町村が自由に、いわゆる均等割にかかって集めたお金は町として使える財源ということになるんだと思えますけれども、それで間違いはないでしょうか。

それと、25条でありますけれども、この法律の中で基本理念というのがうたわれていたと思えますけど、その基本理念について、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

議長（高橋正行君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） 最初のたばこ税の増収見込みでございますけれども、1年間でおおよそ3,300万円の町税の増収を見込んでおります。

また、25条の財源として自由に使えるかという御質問ですけれども、一般財源として収納になりますので、こちらについては町が自由に使えるという形になるかと思えます。

それから、基本理念でございますけれども、震災復興法に基づく基本理念といたしましては、震災復興のための財源については次の世代に先送りするのではなくて、今現在、生きている世帯で分担して負担するということを基本理念としておりますので、そのために薄く広い形ということで、住民税の均等割に課税されるというふうに議論が進んで決定したというふうに承っております。

議長（高橋正行君） 10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 基本理念の3で書かれている部分について紹介していただきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） この復旧・復興のための税制措置による税収は、ほかの経費と区分して管理するという形になっておりまして、先ほど申し上げました一般財源として自由に使えるんですけれども、この金額については、支出上このような形で使いました、つまり、防災、減災事業に使いましたということを明確に下さいよということだと考えております。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 議席番号10番の沓澤です。

議案第45号 上里町税条例の一部を改正する条例について反対の考えがありますので、討論をしたいと思えます。

一つ大きな問題を感じるんですけれども、新設として第25条が改正の内容になっているわけでありまして、先ほど質疑の中でも述べましたが、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災、または減災事業のための施策に必要な財源を確保するという、そういう内容であります。平成23年から27年までの間に要する費用に使えるようにという内容であります。

金額的に見ますと、10年間で約7,000万円という増収が見込まれるということで、町の財源

が確保できるという、そういうプラス面もある一方で、町民にとってすれば、均等割が500円、県のほうでも500円、ですから、町民は1人当たり10年間1,000円ずつアップするという、そういうことになっていくわけです。これ、所得が多くて年間1億も働いていても500円ですし、どんなに少ない所得であっても500円なわけです。広く薄く負担をしていただくという観点から見ても、負担能力の差があるにも関わらず均等に500円を徴収していくというところに大きな問題があるかなというふうに思っています。

国は、地方が体力がないので防災や減災の事業にお金が必要であろうという、そういうことでありましようけれども、本来、国は国民から税金を上げてもらっているわけですから、その税金をどのように使うかで国が責任を持って対応すべきものだというふうに思っています。

そもそも、東日本大震災は自然災害でありますけれども、福島県におけるあの惨事は、人災とも言えるというふうに思っています。国が絶対安全だと言って対策を怠ってきたことによる被害が甚大だというふうに思います。にもかかわらず、この間、日本経済は低迷し、国民は働きたくても雇用の場がない、まじめに働いても不安定雇用のもとで安く働かざるを得ない、そういう中において、どんなに少ない所得の方にも10年間にわたり一律の負担をお願いするというこの内容は、到底納得できるものではありません。

国は、まだ無駄遣いに手をつけておりません。多くの国民から声が上がっている政党助成金なども、党利党略で、もらえる時期になると新しい政党を掲げて、そうしたものをもらっていく、そういうことを繰り返しているわけです。軍事費についても、オスプレイなど本当に危険で自国では中止しているものを日本に押しつける、そういうものにお金を使おうとしているわけです。そのようなことをしながら、町民に対して一律の課税をしていくということに対して反対でありますので、討論をさせていただきました。

議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第45号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第46号 上里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一

部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第8、町長提出議案第46号 上里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第46号について、上里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。

上里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正することによりまして、民間活力の参入が可能となり、公有地の有効活用を図り、住民福祉の向上を目的とし、本案を提出するものでございます。

概要及び内容を申し上げます。

当条例の第4条に、普通財産の無償貸付、または減額貸付の規定がございます。その中に新たに第3号といたしまして、「前2号のほか町長が特に必要と認めるもの」を追加するものでございます。

この条例の一部改正につきましては、神保原駅南の自転車駐輪場整備に関連するものでございます。神保原駅南には、町有地を使用した駐輪場を3カ所設置しております。以前より、使用状況や利用勝手に関しまして利用する住民の方々からたびたび改善が求められ、また議会の中でも、過去に一般質問で駐輪場の改善に向けた御質問、御意見をいただいたところでございます。駅南の駐輪場についても、北口同様な整備が必要であり、町有地を利用した駐輪場整備を行い、関係条例もあわせて整備をしていきたいとの町長答弁をさせていただいたところでございます。このため、神保原駅南自転車駐輪対策に関連して、平成24年の3月議会におきまして上里町自転車等放置防止条例及び同条例施行規則を制定いただきまして、自転車駐輪対策の前進が図られたところでございます。

今回提案をいたしました条例の一部改正につきましても、駅南の自転車駐輪対策の実施に関し、駐輪施設の設置や設置した後の円滑な運営に際しまして専門的な手法や経験が必要とされており、それらの駐輪場の設置、運営には、民間活力の参入を想定しているところでございます。そのため、今後の駐輪場の設置、運営を円滑に行うため、先ほど御説明を申し上げましたように、町長が特に必要であると認めるときに限り公有地の有効活用を図りながら、結果的に住民が安全・安心して利用できる駅前駐輪場の整備を行うことが可能となることを考え、今回、改正を行いたく提案するものでございます。

以上で上里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 2点質問させていただきます。

1点目は、ただいま副町長のほうからの説明でありますと、神保原駅南の駐輪場についてのみの提案でありましたけれども、条例が改正されるということは、今後もそれに該当するものが出てくる可能性を秘めているというふうに思いますけれども、今時点では、これだけを考えておられるのかもしれませんが、条例が変わるとということは、そういうことを含んだものであるということになるというふうに思いますので、決定はしていなくても、思い当たる場所というんでしょうかというのが、検討課題の場所があるのかどうかというのをお聞きしたいのが1点です。

2点目としましては、無償貸与ですと、いわゆる町の財産でありますので、そうしたものを使って、例えば公民館等でも、そういう公共施設を使って利益を生むことは禁止しているじゃないですか。例えば販売をしたりとか、お金を儲ける。そうしますと、駐輪場も無料で運営しなくてはいけないという形になるんでしょうか。

その2点をお尋ねしたいと思います。

議長（高橋正行君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 今回、第2号の他にということで、町長が特別に認めるものということで新たに、この貸与の中の文言を追加させていただきました。これは想定をしているのは、先ほど申し上げましたように、駅南の駐輪場の整備に伴うものということで御説明を申し上げます。

この駅南の駐輪場の関係については、先ほど申し上げましたように、長年の課題でございます。町としても、ある時期は国の法人等の事業でやっていただけるようなお話もございまして、そこを中心に検討していたわけなのでございますけれども、そこが国のいろいろな見直しの中で事業ができなくなったということでございます。これは町単独でやるということになりますと、いろいろな面で財政的にも大変難しいということで、場内でもいろいろと検討しまし

た。その中で近隣のところでも町の財産を無償で貸し付けをして、民間活力を導入して駐輪場の整備をしているところは近隣でも幾つかあるということで、この手法を取り入れて今回お願いしたところでございます。

今後の中で想定をしているのかという御質問でございますけれども、これについては、町長が特に必要と認めたときということでございますけれども、現時点で駐輪場対策として考えておるところでございます。それ以外に、もし、そういうことがあるかどうかということでございますけれども、想定はしておりませんけれども、そういうことがあった場合については、また中で十分、場内で調整をして、議会にもお願いをする、御意見等を聞きながら進めていくということでございますけれども、基本的には、今の段階では駐輪場対策を一日も早く行うために、民間活力を導入して進めるということで今回お願いしたところでございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 1点の質問には答えていただいたんですけども、もう一点の無償で貸し付けた場合に、そこで例えば駐輪場1台幾らとか、そういうふうな利益を上げてはいけない。しかしながら、運営していくに当たっては一定のコストもかかるわけですので、儲けないう程度のそういう人件費、かかる経費分位は、いただいて運営していいのかどうか、その辺ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） まち整備課長。

〔まち整備課長 坂本浩之君発言〕

まち整備課長（坂本浩之君） 無償貸与で利益を生むという点なんですけど、今現在、町のほうで想定している民間活力の導入手法でございますけど、基本的には土地を無償、もしくは減額で貸し付けするということでございます。無償でというのは、民間活力、要するに民間事業者、駐輪場事業者のほうで、駐輪場の舗装等、建設機械の導入等の初期投資もございまして、そういった中で民間事業者が初期投資を回収するという意味で土地を減額、もしくは無償で貸し付けるとすることで、その民間の事業者が参入しやすくなるということで、今回、出しているものでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第46号 上里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第47号 上里町暴力団排除条例について

議長（高橋正行君） 日程第9、町長提出議案第47号 上里町暴力団排除条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第47号について、上里町暴力団排除条例の提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。

住民が安全で平穏な生活が送れるよう、町、町民及び事業者の連携協力のもと、暴力団排除活動を積極的に推進するための基本理念を定めるため本案を提出するものでございます。

概要でございます。

暴力団は組織の威力を背景にして暴力的な要求行為などを行うとともに、様々な犯罪を行って正業を得ている反社会的な集団でございます。暴力団は、暴力団対策法の施行後も全国で約8万人前後の勢力を維持しています。さらに、巧みに組織の実態を隠し資金を集める活動も潜在化させ、多様になっています。警察の取り締まりや暴力団対策法の運用だけでは暴力団を壊滅させることができない中で、各地での暴力団の活動状況など地域の特性を踏まえた暴力団排除条例が制定されるようになりました。

上里町暴力団排除条例は、企業や住民に対して暴力団と関係を持ったり、取引をしたりしてはならないという自覚を促すもので、これまで暴力団とのつき合いやしがらみなどを抱えてきた企業や住民も暴力団を社会悪としてとらえ直し、暴力団と交際しない、利用もしない、お金も出さないということを徹底をします。社会全体から暴力団を締め出していくために暴力団に対する社会の包囲網を強固なものとし、自治体や警察などとともに企業や住民一人ひとりの意

識を高めていくものでございます。

次に、条文の骨子について御説明申し上げます。

第1条は、暴力団排除活動の推進に関して基本理念を定め、町、町民、事業者の責務を明らかにし、町民生活の安全と平穩を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするものでございます。

第2条は、暴力団及び暴力団員とは暴力団対策法で規定されるものと定義をしております。

第3条は、暴力団排除の基本理念を定めた条文でございます。暴力団が町民の生活や社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを社会全体で認識し、暴力団を恐れず、資金提供をせず、暴力団を利用しないことを基本として、町、町民、事業者の連携のもと推進することを定めております。

また、第2項では、暴力団員、または暴力団関係者と不適切な関係を有しないようにしなければならないことを定めています。

第4条、町の責務について規定をしております。町は、町民等の協力を得るとともに、埼玉県等の団体と連携して暴力団排除の諸施策を実施することとしています。

第5条につきましては、町民の責務について規定をしております。自主的に暴力団排除活動に努め、町の施策に協力することとしています。

第2項では、事業者についても同様の責務を定めています。

第3項は、町民等が暴力団排除活動に資する情報を得たときは、町や警察に情報提供することを定めています。

第6条、町は、公共工事等で暴力団を利することのないよう必要な措置を講ずるとしてまいります。

第7条、町は、町民等に対し必要な情報提供や支援を行います。

第8条は、町では、啓発活動や広報活動を行うとしています。

第9条は、町は、県の暴力団排除活動に協力することとし、第2項では、情報提供を行うとしています。

第10条は、町は、国や他の市町村と連携を図ることとしております。

第11条は、町は、中学校において生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、また、暴力団被害を受けないようにするための協力が行われるよう措置することとしております。

第12条は、規則への委任についての規定でございます。

附則につきましては、施行期日を平成24年10月1日としております。

以上で、上里町暴力団排除条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、

御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第47号 上里町暴力団排除条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前9時51分休憩

午前10時6分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 町長提出議案第48号 平成24年度上里町一般会計補正予算（第2号）について

議長（高橋正行君） 日程第10、町長提出議案第48号 平成24年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第48号 平成24年度上里町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成24年度上里町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億5,682万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億2,090万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区

分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款14国庫支出金は、3億2,785万7,000円の増額補正で、主な内容は教育費の国庫補助金で、小学校費補助金と中学校費補助金でございます。

次に、款15の県支出金は、2,353万4,000円の増額補正で、主な内容は農林水産業費の埼玉県主穀作産地営農強化支援事業補助金1,876万円と総務費のふるさと創造資金となっております。

款16財産収入は、183万7,000円の増額補正で、主な内容は各種基金の利子となっております。

款17寄附金は、14万円の増額補正で、一般寄附金となっております。

款18繰入金は、1億1,836万9,000円の減額補正で、主な内容は財政調整基金繰入金1億300万円の繰り戻しや、神保原駅南土地地区画整理事業特別会計繰入金1,536万9,000円の繰り戻しとなっております。

款19繰越金は、1億7,098万2,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

款20諸収入は、2,004万3,000円の増額補正で、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度精算金でございます。

款21町債は、8億1,080万円の増額補正で、小学校体育館改修事業債1億6,480万円と上里中学校改築事業債6億4,600万円となっております。

歳入合計では、現予算に対し12億5,682万4,000円を追加し、87億2,090万1,000円とするものでございます。

次に、3ページから4ページ、歳出でございます。

議会費から教育費までで、各項目にわたり人事異動等による給与の補正や事業費の補正となっております。

款1 議会費は、24万円の減額補正で、給与費の補正でございます。

款2 総務費は、1,279万9,000円の増額補正で、主な内容は情報系ネットワーク再構築工事費、コミュニティセンター変電所改修工事、埼玉県町村情報システム共同化推進協議会負担金などとなっております。

款3 民生費は、312万4,000円の増額補正で、主な内容は給与費の増額補正、老人保健支払基金交付金の返還金、特別支援学校放課後児童対策事業費補助金、上里東児童館の自動ドアセンサー交換修繕料などとなっております。

款4 の衛生費は、1,561万9,000円の増額補正で、主な内容は給与費の増額補正、予防対策事業費の不活化ポリオワクチンの接種委託、保健センターの非常階段補修工事などになっていま

す。

款5の農林水産業費は、1,081万円の増額補正で、主な内容は給与費の減額補正、埼玉県主穀作産地営農強化支援事業補助金となっています。

款6の商工費は、110万7,000円の増額補正で、商工業振興事業、消費生活対策事業などとなっています。

款7土木費は、3,378万9,000円の増額補正で、主な内容は橋梁長寿命化計画策定業務委託、道路新設改良事業、上里サービスエリア周辺地区道路整備事業、公園管理事業、古新田四ッ谷線整備事業などとなっています。

款8消防費は、35万4,000円の増額補正で、主な内容は防災士資格取得負担金等の災害対策事業となっています。

款9教育費は、11億7,766万7,000円の増額補正で、主な内容は教育委員会事務局運営事業、緊急雇用創出基金事業、小学校管理運営事業、小学校改修事業、中学校管理運営事業、上里中学校改築事業などの補正となっております。

款10諸支出金は179万5,000円の増額補正で、主な内容は上里中学校施設整備基金積立金、財政調整基金積立金などの補正となっています。

歳出合計も、歳入同様、現予算に対しまして12億5,682万4,000円を追加して87億2,090万1,000円とするものでございます。

次に、5ページであります。

第2表 継続費補正でございます。

継続費の総額に移動はございません。

平成25年度に9億3,046万2,000円の年割額を設定しておりましたが、平成24年度の年割額を9億3,046万2,000円とし、平成25年度の年割額をゼロ円として補正するものでございます。

次に、6ページについては地方債の補正でございます。

小学校体育館改修事業の限度額1億6,480万円と上里中学校改築事業の限度額6億4,600万円としています。

地方債合計の補正後予算額は14億3,680万円になります。

以上が一般会計補正予算の提案説明でございます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長より、お手元の補正予算の一覧で説明をさせていただきます。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 石原秀一君補足説明〕

説明のほうは以上でございます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 単純なことですけれども、この長い説明の1ページの一般職員の給与のところの児童手当の400万の減額ですけれども、職員全体に対して、この減額の対象者は何人になるのかというのをお尋ねしたいというふうに思います。

あと、その下の職員退職手当組合負担金でありますけれども、退職人員の増加によるものというふうに説明されたと思います。何人の予定であったのが何人に変更されたのかお尋ねしたいというふうに思います。

あと、2ページであります。福祉子ども課のところの特別支援学校の放課後児童対策事業費補助金、これが増額になっておりますけれども、当初予定していたよりも人数が増加したということですので、何人から何人に増加したのかお尋ねしたいというふうに思います。

あと福祉子ども課のところの中央、長幡、両公立保育所の備品購入でありますけれども、内容的にはどういうものであったのかお尋ねしたいというふうに思います。

あと健康保険課でありますけれども、予防対策事業で生ポリオワクチンから不活化ワクチンへの移行になったわけですけれども、この移行に伴う保護者への徹底というんでしょうか、そういうことについてはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 戸矢隆光君発言〕

総務課長（戸矢隆光君） 総務課でございます。

御説明申し上げます。

子ども手当の人数でございますけれども、手持ちの資料がございませんので、後ほど御説明をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それと退職の人数でございますけれども、当初、10人予定しておりましたのが12人になったわけでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 福祉子ども課長。

〔福祉子ども課長 飯島雅利君発言〕

福祉子ども課長（飯島雅利君） 福祉子ども課です。

御説明申し上げます。

御質問の内容ですが、当初、重度障害者4名、その他障害が2名、計6名で予算計上をさせていただきます。その後、実際に重度障害者が6名、その他障害者が1名、計7名、1名の増となっております。

備品購入の関係ですけれども、購入対象物は室内遊具でございます。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 不活化ポリオワクチンの導入に伴いまして、8月13日付で各該当する保護者の方に、導入についての説明文と、それから実施できる医療機関、それから定期接種になったことによりまして、今までは生ポリオワクチンですと春と秋で2回で済んでいたところですが、3回まで、1期で3回、それから1期追加で4期ということで、今回は、追加はなく、初回1回の3期までのポリオワクチンの受け方等について詳細な説明資料を送付して徹底しております。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 戸矢隆光君発言〕

総務課長（戸矢隆光君） 児童手当の対象者でございますけれども、一般職で53人でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

2番、山下議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 2点ほど質問します。

1ページ目の庁舎管理事業で、情報系ネットワークの再構築工事ということで、10年間経過していることで、多分、老朽化したことで庁舎内のLANを再構築ということなんですが、私が思うに、ちょっと予算的に、この367万円ではどんなことができるか、もうちょっと、我々の経験からすると、もっと金かかるんじゃないかなと思うんですが、どんなことが改善されたのか、ちょっと教えていただきたい。

それからもう一点、3ページの先ほど沓澤議員からありました健康保険課の不活化ワクチン、これについて町内でどの位の対象者がいるのか、それから個人負担がどの位あるのか、その点を教えてください。

以上です。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 戸矢隆光君発言〕

総務課長（戸矢隆光君） LANケーブルと電話の配線の整理でございます。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 対象者は839名ほどいます。

それとあと個人負担については、すべて町のほうで負担になります。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

1番、植原議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 補正予算第2号の10ページ、款2の総務費のところの防犯町づくり事業の地域安全・安心町づくり推進事業15万円のところでございます。この15万円の補正は、説明ですと、新たに防犯パトロールを開始した団体への補助金と保険料を含めてという説明がありました。この15万円は何団体分の費用であるか、そして、防犯パトロール等を行っている団体は町内全域で何団体実施をしていて、それは全体の行政区の何%に当たるか、そこら辺のところをお願いしたいと思います。

それから、2つ目は、これは補助金の限度額は5万円だと思いますけれども、具体例を申し上げたほうがわかりやすいかと思しますので具体例を申し上げますけれども、実は堤地区が行政区長が中心となりまして、50人体制で、9月4日、昨日から、この防犯パトロールを開始をいたしました。

主に小学校児童の下校時の安全・安心を見守る活動ということでありますけれども、このボランティア活動をしていただく人達の帽子とかベスト、笛等の購入金額、実際の購入金額が50人分で17万円だということでありまして、町から補助金を5万円いただいても、12万円は地元行政区が負担することになります。それに加えてまして保険にも加入する必要がありますので、人数も、その後増えまして、55人分で保険料が4万円支払ったそうです。地元行政の負担というのは、合計で16万円になります。

今後も新たに防犯パトロールを開始をする地区も出てくると思いますけれども、この町補助金の限度額、5万円の限度額をもうちょっと引き上げたほうがいいのではないかなという、私はそう考えておりますけれども、町の考え方をお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 戸矢隆光君発言〕

総務課長（戸矢隆光君） 防犯の補助金につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、3分の2の5万円でございます。先ほど言われましたように、堤地区につきましては、

かかった金額の中から5万円を補助するというようなことで考えております。

また、地区によっては、帽子だとか防犯チョッキだとか金額が一遍に出せないから、年度ごとに揃えていきたいというふうなことでやっている団体もございます。

それと、現在、町のほうでは行政区が32団体ございまして、そのうちの13団体が防犯パトロールを行っているわけでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 防犯町づくり事業の中で補助金の関係でございましてけれども、現在、補助金5万円が限度額という形でございます。地域の中でいろいろな事業をする中で、帽子、備品等々で費用がかかるので増額の検討をしたらどうでしょうというような御意見、御質問でございましてけれども、基本的には、防犯町づくりについては、町長がいつも申し上げております協働の町づくりということで、町と住民の方が一体となって明るい地域づくりをやるという趣旨で防犯のパトロール等もお願いしているところでございます。

現在では、1団体でも多く、近い将来には全地域でこういった組織を立ち上げるということで、今、努力をしておるところでございます。金額云々については、確かにいろいろな御負担あると思いますけれども、現段階では5万円の限度額の中で地域の御理解をいただき、また先頭に立っていただく区長さん等の御協力をいただきながら、ボランティアの団体という形で町としても支援をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありますか。

6番、中島議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番、中島。

こちらの大きい補正予算の5ページであります。まち整備課の公園管理事業で修繕料40万円歳出されておりますが、どこの公園の何を修繕されたのかお尋ねします。

議長（高橋正行君） まち整備課長。

〔まち整備課長 坂本浩之君発言〕

まち整備課長（坂本浩之君） 公園の修繕料でございまして、現在、当初予算で60万円要望させていただいたものでございます。具体的に使用した箇所につきましては、忍保パブリック公園のトイレのドアの修繕ですとか、トイレの手洗い器、また忍保グラウンドのベンチの屋根シート等を修繕、また小公園のフェンス等の修繕をしたところでございます。

現在、当初予算60万円いただいているところでございますが、今後まだ修繕等かかりますの

で、今回40万円の補正とさせていただいているところでございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第48号 平成24年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第49号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（高橋正行君） 日程第11、町長提出議案第49号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第49号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

平成24年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,038万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,767万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

歳入についてでございますが、款10繰越金であります、歳出の款10諸支出金で、療養給付費交付金の返還金の財源に充てるため3,038万9,000円の補正であります。

以上、歳入合計につきましては3,038万9,000円を追加し、予算総額を29億9,767万7,000円とするものでございます。

続きまして、2ページの歳出であります。

款10諸支出金につきましては、平成23年度の療養給付費交付金の返還金3,038万9,000円の補正であります。

以上、歳出合計につきましては、歳入同様、3,038万9,000円を追加し、予算総額を29億9,767万7,000円とするものでございます。

以上で議案第49号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第49号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第50号 平成24年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（高橋正行君） 日程第12、町長提出議案第50号 平成24年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第50号 平成24年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

平成24年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,651万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,376万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款1 介護保険料、項1 介護保険料については、現年度課税分147万円の増額補正をするものでございます。

款2 国庫支出金、項1 国庫負担金については、保険給付費の増額補正に伴う法定負担割合分で57万5,000円の増額であります。

款2 国庫支出金、項2 国庫補助金については、普通調整交付金で14万3,000円の増額であります。

款3 支払基金交付金、項1 支払基金交付金については453万8,000円の増額であります。内訳といたしましては、保険給付費の増額補正に伴う法定負担割合分83万4,000円の増額と過年度精算分として335万2,000円、地域支援事業支援交付金過年度精算分として35万2,000円を合わせた額でございます。

款4 県支出金、項1 県負担金につきましては42万5,000円の増額でございます。内訳といたしましては、保険給付費の増額補正に伴う法定負担割合分35万9,000円と過年度の精算分として6万6,000円を合わせた額でございます。

款5 繰入金、項1 一般会計繰入金については105万4,000円の減額であります。内訳として、保険給付費の増額補正に伴う法定負担割合分35万9,000円の増額と過年度精算分として42万8,000円、その他一般会計繰入金184万1,000円の減額を合わせた額でございます。

款5 繰入金、項2 基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金として606万円の繰り入れでございます。

款6 繰越金、項1 繰越金は、平成23年度の繰越金額が485万7,542円に確定したため435万7,000円の補正でございます。

続きまして、3ページの歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費につきましては、一般管理給与費236万1,000円の減額であります。

款 1 総務費、項 2 徴収費につきましては、介護保険料通知に伴う通信運搬費15万円の増額であります。

款 2 保険給付費については、介護サービス費の増加に伴い、項 1 介護サービス等諸費77万5,000円、項 2 介護予防サービス等諸費210万4,000円で、合わせて287万9,000円の増額であります。

款 4 地域支援事業費、項 1 介護予防事業費につきましては、介護予防給与費32万5,000円の減額補正、項 2 包括的支援事業、任意事業費につきましては地域包括支援事業、任意事業費給与費69万5,000円の増額補正でございます。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金につきましては、前年度の介護給付費における負担金等の精算に伴う国等への返還金1,547万6,000円であります。

以上が介護保険特別会計補正予算の提案説明でございます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔 10番 沓澤幸子君発言 〕

10番（沓澤幸子君） 1点お聞きします。

介護予防住宅改修事業ですけれども、何件が対象を予定しているのでしょうか。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 説明いたします。

現在、7月までの支出済額が157万の支出がございました。件数は、ちょっと確認してなかったんで、また後でいたしますけれども、今までの支出済みの状況を見まして、今後の支出済額を210万円程度ということで見させていただきまして補正予算に計上させていただきます。

1件に19万が限度額ですので、単純に割り振りますと、大体11件位が件数かと思えます。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第50号 平成24年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第51号 平成24年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別
会計補正予算（第1号）について

議長（高橋正行君） 日程第13、町長提出議案第51号 平成24年度上里町神保原駅南土地区
画整理事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第51号 平成24年度上里町神保原駅南土
地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

平成24年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定める
ところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ145万1,000円を増額いたしまして、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,101万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載されているとおりでございます。

次に、2ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ145万1,000円を増額し、総額で7,101万
3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、款3繰越金、項1繰越金を145万1,000円増額するものでございます。

歳入合計につきましては、補正前の額6,956万2,000円に対しまして、補正額145万1,000円を
増額いたしまして7,101万3,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

事業費につきましては、補正前の額6,956万2,000円に補正額145万1,000円を増額いたしまして7,101万3,000円とするものでございます。

事業費の内容ですが、換地処分通知を配達証明郵便で送るため通信運搬費を46万5,000円計上させていただきました。

また、駅南のマンション西側の第一公園予定地の画地整地等工事費として1,564万8,000円計上させていただきました。これは、公園が区画整理事業の調節池の機能をあわせ持つ計画であることから、上里サービスエリア周辺地区整備事業の造成用土として公園内の土を搬出するものでございます。また、この工事等に伴い繰出金を1,536万9,000円減額するものでございます。

なお、事業の進捗状況でございますが、現在、埼玉県に対しまして換地計画の認可申請をするところでございます。来年1月における換地処分の完了公告を目指して事業を推進しているところでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ちょっと、今、説明を聞き漏らしちゃったので申し訳ないんですけども、工事請負費のところ、公園が雨水の遊水池の機能を持つというふうに説明されたのでしょうか。もし、そうだとするならば、雨水のどの位の容量に対応できる計画なのかお願いしたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） まち整備課長。

〔まち整備課長 坂本浩之君発言〕

まち整備課長（坂本浩之君） 公園用地につきましては、区画整理事業の認可当時、県との協議によりまして、雨水調節、雨水対策として調整容量、この地区全体で1万4,000トン確保するというので協議で定められております。そのうち駅南地区で調整池として1万2,000トンの調整池を作っているところでございます。残り2,000トンにつきまして公園用地で確保するということになっておりますので、2,000立米分の調整容量を公園で確保するという計画でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔 10 番 沓澤幸子君発言 〕

10 番（沓澤幸子君） ただいまの説明でありますと、駅南に該当する部分だけで1万4,000トンということでしょうか。いわゆる今年は集中豪雨が比較的少なかったんですけども、昨年はゲリラ豪雨が大変多くて、駅南の近隣にあります三軒だとか、三田団地のあたり、相当ひどい水害があったわけですけども、そうしたところまでを含むんじゃなくて、駅南だけということでしょうか。

議長（高橋正行君） まち整備課長。

〔まち整備課長 坂本浩之君発言〕

まち整備課長（坂本浩之君） 区画整理の認可当時、県のほうで開発の基準がございまして、開発に伴いまして雨水調整容量を決めるということで、今回、駅南の区画整理事業地域内で1万4,000トンを確保するという事になっているものでございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

5 番、納谷議員。

〔 5 番 納谷克俊君発言 〕

5 番（納谷克俊君） 先ほどの沓澤議員の質問の関連ですけども、公園用地で2,000トンの貯水機能を持たせるということですが、イメージ的には例えばどの位、公園用地のうちの何%位を、どの位切り下げるのかというのが、もし、わかれば教えていただきたいんですけども、お願いいたします。

議長（高橋正行君） まち整備課長。

〔まち整備課長 坂本浩之君発言〕

まち整備課長（坂本浩之君） 今年度実施を予定していますのは、あくまでも暫定系という形で第一公園を掘り下げる予定でございます。高さの高低差がございしますが、平均的には道路の高さよりも60センチぐらい下がる予定でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第51号 平成24年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

散会

議長（高橋正行君） 本日は、これをもって散会します。
御苦労さまでした。

午前 11 時 21 分散会